

八王子市立松木小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉 いじめ防止対策推進法 (H25)
いじめ防止等のための基本的な方針 (H29 改定)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29)
不登校重大事態に係る調査の指針 (H28)
- 〈都〉 東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)
東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉 いじめを許さないまち八王子条例 (H29)
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

八王子市立松木小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心を深く傷付け、人格形成に悪影響を与える大変憂慮すべき人権侵害である。本校では、いじめは、どの学級にもどの児童にも起こり得るものであるという基本的認識に立ち、早期発見と未然防止を最優先課題として取り組む。

〇令和7年度の重点項目

◎いじめの防止 児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、一人一人がいじめの早期発見・未然防止につながる行動ができるようにする。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇いじめに対する理解の促進
- 〇いじめの早期発見
→児童が一人以上の大人に相談できる環境づくりや、年3回以上のアンケート調査を行う。
- 〇いじめに対する組織的な対応
→担任だけでなく、学校いじめ対策委員会を中心に、校内で組織的に対応する。また、保護者や教育委員会とも連携する。
- 〇保護者や地域、関係機関との連携

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週木曜日 14時45分から
- 〇構成員 校長、副校長、主幹教諭、学校いじめ対策委員会コーディネーター、生活指導主任、養護教諭、担任、安全安心部、特別支援コーディネーター、SC
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① いじめの事実確認
- ② 学校いじめ対策委員会で対応を協議し、学校全体で共有する。
- ③ いじめを受けた児童・保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- ④ 引き続き、保護者と連携をはかりながら、学校全体で児童の様子を見守り、いじめの未然防止に努める。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月17日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 8月28日 「重大事態の理解と対応」
※スクールロイヤーによる講演
- 1月8日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・年に3回、「いじめ防止等に関わる授業」を全学級で行う(道徳や学活)。
- ・日常生活において、朝の会や帰りの会、道徳・学活の授業、全校朝会等で、いじめに対する認識を深めたり、対応の仕方を考えさせたりする。

SOSの出し方に関する授業

- ・長期休業前に、「SOSの出し方に関する授業」を全学級、年に1単位時間行う。自分がかげがえのない大切な存在であることや不安や悩みへの対処方法を理解し、周囲に助けを求め行動の大切さについて考えさせる。
- ・朝の会や全校朝会等でも繰り返し指導をする。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・「八王子市いのちの大切さを共に考える日」と毎月実施する「こころの日」を連動し、6月は「いのちの日」として、全校朝会にて校長が生命尊重についての講話を行う。
- ・6月には道徳で、「生命尊重」についての授業を全学級で行い、「いのち」について真摯に向かい合えるようにする。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・委員会活動や縦割り班活動、係活動等、人のために役に立つ活動を通して、有用感や成就感を味わわせることで、自己肯定感を高めていく。
- ・道徳や学活では、お互いのよいところを認め合ったり、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を継続的に活用し、スモールステップで自己を振り返ったりして、自分のよさに気付かせていく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。